

墨田区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会条例の一部を改正する条例（案）  
新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>（設置）</p> <p>第1条 墨田区における情報公開制度及び個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営並びに行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。次条第4号において「番号法」という。）に基づく特定個人情報の適正な取扱いの確保を図るため、墨田区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会（以下「運営審議会」という。）を置く。</p> <p>（所掌事項）</p> <p>第2条 運営審議会は、墨田区情報公開条例（平成13年墨田区条例第3号）第2条第1号及び墨田区個人情報保護条例（平成2年墨田区条例第19号）第2条第5号に規定する実施機関の諮問に応じ、同条例の規定により運営審議会の権限に属するものとされた事項のほか、次に掲げる事項を審議して答申する。</p> <p>(1)～(3) 〔略〕</p> <p>(4) <u>番号法第26条第1項に規定する特定個人情報保護評価に関すること。</u></p> <p>（組織）</p> <p>第3条 運営審議会は、委員11人以内をもって組織する。</p> <p>2 委員は、<u>区民及び学識経験を有する者</u>のうちから、区長が委嘱する。</p> <p>（委員の任期）</p> <p>第4条 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。</p> <p>（調査権等）</p> <p>第8条 運営審議会は、審議のため必要があると認めたときは、<u>関係職員その他の関係者又は専門的事項について知識を有する者</u>の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な調査をすることができる。</p>	<p>〔同左〕</p> <p>第1条 墨田区における情報公開制度及び個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るため、墨田区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会（以下「運営審議会」という。）を置く。</p> <p>〔同左〕</p> <p>第2条 〔同左〕</p> <p>(1)～(3) 〔略〕</p> <p>〔新設〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第3条 運営審議会は、委員10人以内をもって組織する。</p> <p>2 委員は、<u>区民及び学識経験者</u>のうちから、区長が委嘱する。</p> <p>〔同左〕</p> <p>第4条 〔同左〕</p> <p>〔同左〕</p> <p>第8条 運営審議会は、審議のため必要があると認めたときは、<u>関係職員その他の関係者の出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は必要な調査をすることができる。</u></p>

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による墨田区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会条例第3条第1項の改正に伴い、この条例の施行の際現に墨田区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会の委員である者（以下「現委員」という。）に加えて新たに委嘱する委員の任期は、墨田区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会条例第4条の規定にかかわらず、当該委嘱の日から現委員の任期満了の日までとする。